

令和 7 年 3 月

伊那市議会定例會議案書

令和 7 年 2 月 27 日

令和 7 年 3 月伊那市議会定例会議案目次

議案第 1 号	箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について	4
議案第 2 号	南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について	7
議案第 3 号	請負契約の変更について	10
議案第 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	11
議案第 5 号	市道路線の認定について	12
議案第 6 号	市道路線の認定について	13
議案第 7 号	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例	14
議案第 8 号	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 9 号	伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例	23
議案第 10 号	伊那市営駐車場条例の一部を改正する条例	25
議案第 11 号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例	27
議案第 12 号	伊那市心理カウンセリング事業の実施等に関する条例を廃止する条例	29
議案第 13 号	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	30
議案第 14 号	高遠しんわの丘ローズガーデン遊園施設条例の一部を改正する条例	32
議案第 15 号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例	35
議案第 16 号	伊那市田舎暮らし住宅条例の一部を改正する条例	37
議案第 17 号	伊那市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第 18 号	伊那市いじめ問題対策連絡協議会等条例	42
議案第 19 号	伊那市図書館条例の一部を改正する条例	45
議案第 20 号	伊那市文化財保護条例の一部を改正する条例	47
議案第 21 号	伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	49
議案第 22 号	伊那市下水道条例の一部を改正する条例	52
議案第 23 号	人権擁護委員候補者の推薦について	54
議案第 24 号	財産（建物）の譲与について	57
議案第 25 号	令和 6 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算について	59
議案第 26 号	令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について	60

議案第27号	令和6年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第3回補正予算について	61
議案第28号	令和6年度伊那市後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について	62
議案第29号	令和6年度伊那市介護保険特別会計第4回補正予算について	63
議案第30号	令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算について	64
議案第31号	令和6年度伊那市水道事業会計第3回補正予算について	65
議案第32号	令和6年度伊那市下水道事業会計第3回補正予算について	66
議案第33号	令和6年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算について	67
議案第34号	令和7年度伊那市一般会計予算について	68
議案第35号	令和7年度伊那市国民健康保険特別会計予算について	69
議案第36号	令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について	70
議案第37号	令和7年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について	71
議案第38号	令和7年度伊那市介護保険特別会計予算について	72
議案第39号	令和7年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について	73
議案第40号	令和7年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について	74
議案第41号	令和7年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について	75
議案第42号	令和7年度伊那市北原財産区特別会計予算について	76
議案第43号	令和7年度伊那市長藤財産区特別会計予算について	77
議案第44号	令和7年度伊那市水道事業会計予算について	78
議案第45号	令和7年度伊那市下水道事業会計予算について	79
議案第46号	令和7年度伊那市自動車運送事業会計予算について	80

議案第1号

箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、箕輪町との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年伊那市条例第32号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

箕輪町との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と箕輪町（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表3中

「

3 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	圏域内の人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。

」を

「

3 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	圏域内の人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。
公共施設	圏域内の公共施設の最適配置及び公共施設の集約化・共同	乙と連携して、圏域内における公共施設の最適配置及び公	甲と連携して、圏域内における公共施設の最適配置及び公

設の集約化・共同利用	利用等に係る調査検討や連携を促進するための各種事業に取り組む。	共施設の集約化・共同利用等に係る調査検討や連携を促進するための各種事業の中心的な役割を担う。	共施設の集約化・共同利用等に係る調査検討や連携を促進するための各種事業に取り組む。
資源効率活用のための事務	圏域内の人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施に関する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内の人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施に関する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内の人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施に関する各種事業に取り組む。

改める。

」に

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　長野県伊那市下新田3050番地
長野県伊那市
伊那市長

印

乙　　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地
長野県上伊那郡箕輪町
箕輪町長

印

議案第2号

南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、南箕輪村との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年伊那市条例第32号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

南箕輪村との間において平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と南箕輪村（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表3中

「

3 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	圏域内の人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。

」を

「

3 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

分野	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	圏域内の人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における人材の育成を図るため、各分野における専門知識や多様な経験を有する人材との連携や交流等を促進する各種事業に取り組む。
公共施設	圏域内の公共施設の最適配置及び公共施設の集約化・共同	乙と連携して、圏域内における公共施設の最適配置及び公	甲と連携して、圏域内における公共施設の最適配置及び公

設の集約化・共同利用	利用等に係る調査検討や連携を促進するための各種事業に取り組む。	共施設の集約化・共同利用等に係る調査検討や連携を促進するための各種事業の中心的な役割を担う。	共施設の集約化・共同利用等に係る調査検討や連携を促進するための各種事業に取り組む。
資源効率活用のための事務	圏域内の人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施に関する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内の人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施に関する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内の人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施に関する各種事業に取り組む。

改める。

」に

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　長野県伊那市下新田3050番地
長野県伊那市
伊那市長

印

乙　　長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
長野県上伊那郡南箕輪村
南箕輪村長

印

請負契約の変更について

令和6年5月14日付けで締結した高遠町総合支所建設建築工事請負契約について、下記のとおり変更するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

契約金額

変更前	319,000,000円
変更後	322,267,000円

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

令和6年5月14日付けで締結した高遠町総合支所建設建築工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、提案するものあります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 みはらしファーム

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
ファームレストラン トマトの木	上伊那農業協同組合	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
バーベキューガーデン	上伊那農業協同組合	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1907	栗田～四日市場線	高遠町長藤 6987番先	高遠町長藤 4613番5先		メートル 1,122.6	メートル 5.8～16.0

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、一般国道152号の道路改良に伴い、市に移管される路線であり、市民の日常生活に特に重要であるため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-6385	東原35号線	東春近 7873番1先	東春近 6825番2先		メートル 320.0	メートル 10.0

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、東原工業団地整備に伴い、路線を整備するため、提案するものであります。

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例（平成20年伊那市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(加入の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、提供される放送の利用の停止又は加入の許可の取消しをすることができる。この場合において、加入者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>3か月にわたり使用料を納付しないときは利用の停止とし、その後6か月にわたり改善が見られないときは加入の許可の取消しとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(加入の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、提供される放送の利用の停止又は加入の許可の取消しをすることができる。この場合において、加入者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>使用料を3月以上納付しないときは利用の停止とし、当該利用の停止後6月を経過してもなお未納の状態が解消されないときは加入の許可の取消しとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(免責)</p> <p>第15条 市は、天災、事変その他市の責めに帰することができ</p>	<p>(免責)</p> <p>第15条 市は、天災、事変、<u>有線テレビ施設の損傷</u>その他市の</p>

旧	新
<p>ない<u>理由</u>により、有線テレビ施設の業務が停止<u>される</u>ことがあっても、それによって加入者が受けた損害の賠償の責めを負わない<u>ものとする</u>。</p>	<p>責めに帰することができない<u>事由</u>又は有線テレビ施設の維持管理上必要な措置を講ずることにより、有線テレビ施設の業務が停止<u>すること</u>があっても、それによって加入者が受けた損害の賠償の責めを負わない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後の伊那市長谷有線テレビジョン放送施設(以下「施設」という。)の使用料について適用し、同日の前日までの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市長谷地区での有線テレビ事業において、適正な使用料徴収事務を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>12～13 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>安定した</u>職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>12～13 略</p>

旧	新
<p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 略</p>	<p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を受給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>15～17 略</p>
附 則	附 則
<p>1～3 略</p> <p>4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後継続採用職員となった場合におけるその者の退職手当の算</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後継続採用職員となった場合におけるその者の退職手当の算</p>

旧	新
<p>定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電機通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間並びに昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を継続採用職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>5～15 略</p> <p>16 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となっ</p>	<p>定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電機通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間並びに昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社<u>（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）</u>の職員としての在職期間を継続採用職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>5～15 略</p> <p>16 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となっ</p>

旧	新
<p>た場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>17 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法<u>第35条</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>18 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業</p>	<p>た場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>17 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法<u>第35条の2</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>18 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業</p>

旧	新
<p>指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>19～27 略</p>	<p>指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>19～27 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、前項の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、な

お従前の例による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市手数料徴収条例（平成18年伊那市条例第57号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新																																				
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>9 狂犬病予防 法（昭和25年 法律第247 号）の規定に 基づく事務</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録</th><th>1頭につき <u>3,000円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の交付</td><td>1件につき <u>550円</u></td></tr> <tr> <td>犬の鑑札の再交付</td><td>1件につき <u>1,600円</u></td></tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の再交付</td><td>1件につき <u>340円</u></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>備考 略</td><td>備考 略</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額	略		9 狂犬病予防 法（昭和25年 法律第247 号）の規定に 基づく事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録</th><th>1頭につき <u>3,000円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の交付</td><td>1件につき <u>550円</u></td></tr> <tr> <td>犬の鑑札の再交付</td><td>1件につき <u>1,600円</u></td></tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の再交付</td><td>1件につき <u>340円</u></td></tr> </tbody> </table>	犬の登録	1頭につき <u>3,000円</u>	狂犬病予防注射済 票の交付	1件につき <u>550円</u>	犬の鑑札の再交付	1件につき <u>1,600円</u>	狂犬病予防注射済 票の再交付	1件につき <u>340円</u>	略		備考 略	備考 略	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>9 狂犬病予防 法（昭和25年 法律第247 号）の規定に 基づく事務</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録</th><th>1頭につき <u>4,000円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の交付</td><td>1件につき <u>800円</u></td></tr> <tr> <td>犬の鑑札の再交付</td><td>1件につき <u>2,000円</u></td></tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の再交付</td><td>1件につき <u>500円</u></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>備考 略</td><td>備考 略</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額	略		9 狂犬病予防 法（昭和25年 法律第247 号）の規定に 基づく事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録</th><th>1頭につき <u>4,000円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の交付</td><td>1件につき <u>800円</u></td></tr> <tr> <td>犬の鑑札の再交付</td><td>1件につき <u>2,000円</u></td></tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の再交付</td><td>1件につき <u>500円</u></td></tr> </tbody> </table>	犬の登録	1頭につき <u>4,000円</u>	狂犬病予防注射済 票の交付	1件につき <u>800円</u>	犬の鑑札の再交付	1件につき <u>2,000円</u>	狂犬病予防注射済 票の再交付	1件につき <u>500円</u>	略		備考 略	備考 略
手数料を徴収する事務	手数料の額																																				
略																																					
9 狂犬病予防 法（昭和25年 法律第247 号）の規定に 基づく事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録</th><th>1頭につき <u>3,000円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の交付</td><td>1件につき <u>550円</u></td></tr> <tr> <td>犬の鑑札の再交付</td><td>1件につき <u>1,600円</u></td></tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の再交付</td><td>1件につき <u>340円</u></td></tr> </tbody> </table>	犬の登録	1頭につき <u>3,000円</u>	狂犬病予防注射済 票の交付	1件につき <u>550円</u>	犬の鑑札の再交付	1件につき <u>1,600円</u>	狂犬病予防注射済 票の再交付	1件につき <u>340円</u>																												
犬の登録	1頭につき <u>3,000円</u>																																				
狂犬病予防注射済 票の交付	1件につき <u>550円</u>																																				
犬の鑑札の再交付	1件につき <u>1,600円</u>																																				
狂犬病予防注射済 票の再交付	1件につき <u>340円</u>																																				
略																																					
備考 略	備考 略																																				
手数料を徴収する事務	手数料の額																																				
略																																					
9 狂犬病予防 法（昭和25年 法律第247 号）の規定に 基づく事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録</th><th>1頭につき <u>4,000円</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の交付</td><td>1件につき <u>800円</u></td></tr> <tr> <td>犬の鑑札の再交付</td><td>1件につき <u>2,000円</u></td></tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済 票の再交付</td><td>1件につき <u>500円</u></td></tr> </tbody> </table>	犬の登録	1頭につき <u>4,000円</u>	狂犬病予防注射済 票の交付	1件につき <u>800円</u>	犬の鑑札の再交付	1件につき <u>2,000円</u>	狂犬病予防注射済 票の再交付	1件につき <u>500円</u>																												
犬の登録	1頭につき <u>4,000円</u>																																				
狂犬病予防注射済 票の交付	1件につき <u>800円</u>																																				
犬の鑑札の再交付	1件につき <u>2,000円</u>																																				
狂犬病予防注射済 票の再交付	1件につき <u>500円</u>																																				
略																																					
備考 略	備考 略																																				

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

狂犬病予防接種に要する委託料、人件費、消耗品費等の値上がりに伴い、手数料の改定するため、提案するものであります。

伊那市営駐車場条例の一部を改正する条例

伊那市営駐車場条例（平成18年伊那市条例第64号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新																				
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>中央第2駐車場</td><td>伊那市荒井3402番地2</td></tr> <tr> <td>通り町駐車場</td><td>伊那市荒井3384番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		中央第2駐車場	伊那市荒井3402番地2	通り町駐車場	伊那市荒井3384番地	略		<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>通り町駐車場</td><td>伊那市荒井3384番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		通り町駐車場	伊那市荒井3384番地	略			
名称	位置																				
略																					
中央第2駐車場	伊那市荒井3402番地2																				
通り町駐車場	伊那市荒井3384番地																				
略																					
名称	位置																				
略																					
通り町駐車場	伊那市荒井3384番地																				
略																					
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>伊那市営駐車場使用料</p> <p>1 普通自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>使用区分</th><th>駐車時間</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中央第2駐車場</td><td>定期駐車</td><td></td><td>月額 6,000円</td></tr> </tbody> </table>	名称	使用区分	駐車時間	使用料	略				中央第2駐車場	定期駐車		月額 6,000円	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>伊那市営駐車場使用料</p> <p>1 普通自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>使用区分</th><th>駐車時間</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	使用区分	駐車時間	使用料	略			
名称	使用区分	駐車時間	使用料																		
略																					
中央第2駐車場	定期駐車		月額 6,000円																		
名称	使用区分	駐車時間	使用料																		
略																					

旧				新			
通り町駐車場	時間駐車	終日	1 時間以内 無料 1 時間を超える時間 1 時間までごとに 100円	通り町駐車場	時間駐車	終日	1 時間以内 無料 1 時間を超える時間 1 時間までごとに 100円
略				略			
2 中型自動車及び大型自動車 略				2 中型自動車及び大型自動車 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

中央第 2 駐車場を廃止するため、提案するものであります。

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 22 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新																								
<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>上村いきいき交流施設</td><td>伊那市山寺 1423 番地</td></tr><tr><td>北新いきいき交流施設</td><td>伊那市富県 2785 番地 3</td></tr><tr><td>西之平いきいき交流施設</td><td>伊那市富県 2118 番地 1</td></tr><tr><td>根木谷いきいき交流施設</td><td>伊那市富県 8645 番地 8</td></tr><tr><td>下殿島いきいき交流施設</td><td>伊那市東春近 3814 番地 5</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		上村いきいき交流施設	伊那市山寺 1423 番地	北新いきいき交流施設	伊那市富県 2785 番地 3	西之平いきいき交流施設	伊那市富県 2118 番地 1	根木谷いきいき交流施設	伊那市富県 8645 番地 8	下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近 3814 番地 5	略		<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>下殿島いきいき交流施設</td><td>伊那市東春近 3814 番地 5</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近 3814 番地 5	略	
名称	位置																								
略																									
上村いきいき交流施設	伊那市山寺 1423 番地																								
北新いきいき交流施設	伊那市富県 2785 番地 3																								
西之平いきいき交流施設	伊那市富県 2118 番地 1																								
根木谷いきいき交流施設	伊那市富県 8645 番地 8																								
下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近 3814 番地 5																								
略																									
名称	位置																								
略																									
下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近 3814 番地 5																								
略																									

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

伊那市心理カウンセリング事業の実施等に関する条例を廃止する条例

伊那市心理カウンセリング事業の実施等に関する条例（平成18年伊那市条例第96号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市心理カウンセリング事業をこころの相談事業と統合するため、提案するものであります。

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年伊那市条例第101号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(一般廃棄物の排出) 第12条 市民は、自ら処分できない廃棄物については、処理計画に従って適正に分別し、可燃ごみ、不燃ごみ及び <u>プラスチック製容器包装（ペットボトルの本体を除く。）</u> にあっては、指定ごみ袋に収納し、所定の場所に搬入しなければならない。	(一般廃棄物の排出) 第12条 市民は、自ら処分できない廃棄物については、処理計画に従って適正に分別し、可燃ごみ、不燃ごみ及び <u>資源プラスチック（汚れが付着しているもの、他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているものの、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの及びプラスチック製の衣類を除く。）</u> にあっては、指定ごみ袋に収納し、所定の場所に搬入しなければならない。
2 略	2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

可燃ごみとして分別していた製品プラスチックを、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に基づき、資源プラスチックとして分別回収するため、提案するものであります。

高遠しんわの丘ローズガーデン遊園施設条例の一部を改正する条例

高遠しんわの丘ローズガーデン遊園施設条例（令和4年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新													
(使用料の還付) 第8条 既に納めた使用料は、還付しない。 <u>ただし、利用者が自己の責めによらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>	(使用料の還付) 第8条 既に納めた使用料は、還付しない。 <u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき。</u> <u>(2) 利用者が、使用料を納付した当日中に当該納付分の乗用カードの利用許可の取消しを申し出たとき。</u>													
別表（第6条関係） 乗用カード使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1台1周</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	使用料	1台1周	1,000円	別表（第6条関係） 乗用カード使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1区間につき</td> <td>一般</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	区分	使用料	1人1区間につき	一般	100円		小学生	50円
単位	使用料													
1台1周	1,000円													
単位	区分	使用料												
1人1区間につき	一般	100円												
	小学生	50円												

旧	新
<p>備考</p> <p>1 <u>1台の乗車定員は、5人を上限とする。</u></p> <p>2 <u>1周に要する時間は、60分を上限とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>3 <u>上限の時間を超えて利用する場合は、10分につき、300円を加算する。</u></p> <p>4 <u>利用時間に10分未満の端数が生じたときには、当該10分未満の端数は、10分とみなす。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 <u>この表において「1区間」とは、乗用カートが周回するコースを3分割した区間のうちの1区間をいう。</u></p> <p>2 <u>この表において「一般」とは、小学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

高遠しんわの丘ローズガーデンの乗用カート使用料等の改定を行うため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧					新				
別表第1（第2条関係） 公営住宅一覧表					別表第1（第2条関係） 公営住宅一覧表				
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度 戸数	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度 戸数
略					略				
大萱団地	伊那市西箕輪 7200番地33	簡平	31.57	昭和38年度 <u>24戸</u>	大萱団地	伊那市西箕輪 7200番地33	簡平	31.57	昭和38年度 <u>20戸</u>
若宮団地	略				若宮団地	略			
	伊那市若宮 7462番地1	簡平	<u>43.79</u>	昭和50年度 <u>6戸</u>		伊那市若宮 7314番地2	簡平	51.17	昭和51年度 6戸
	伊那市若宮 7314番地2	簡平	51.17	昭和51年度 6戸	略				
略					略				

旧	新
備考 略	備考 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

市営住宅の整備計画に従い使用に耐えなくなったものを廃止するため、提案するものであります。

伊那市田舎暮らし住宅条例の一部を改正する条例

伊那市田舎暮らし住宅条例（令和元年伊那市条例第19号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（入居期間）</p> <p>第10条 田舎暮らし住宅の入居期間は、入居した日から2年以内とする。ただし、市長は、やむを得ないと認めるときは、契約始期から<u>3年を超えない範囲</u>で、延長を許可することができる。</p>	<p>（入居期間）</p> <p>第10条 田舎暮らし住宅の入居期間は、入居した日から2年以内とする。ただし、市長は、やむを得ないと認めるときは、契約始期から<u>4年を超えない範囲</u>で、延長を許可することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市田舎暮らし住宅の入居期間を延長するため、提案するものであります。

伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年伊那市条例第168号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧																			新																		
勤務年数 階級	別表第1（第2条関係） 退職報償金支給額表																		別表第1（第2条関係） 退職報償金支給額表																		
	(単位：千円)																		(単位：千円)																		
勤務年数 階級	5年 団長	6年 副団長	7年 分団長	8年 副分団長	9年 長	10年 団長	11年 副団長	12年 分団長	13年 副分団長	14年 長	15年 団長	16年 副団長	17年 分団長	18年 副分団長	19年 長	20年 団長	25年 副団長	30年 分団長	35年 副分団長	30年 長	35年 団長	30年 副団長	35年 分団長	35年 副分団長	35年 長	35年 団長	35年 副団長	35年 分団長	35年 副分団長	35年 長	35年 団長	35年 副団長	35年 分団長	35年 副分団長	35年 長		
勤務年数 階級	5年 団長	239	260	281	302	323	344	367	390	413	436	459	486	513	540	567	594	779	979	239	260	281	302	323	344	367	390	413	436	459	486	513	540	567	594	779	979
勤務年数 階級	6年 副団長	229	249	269	289	309	329	349	369	389	409	429	450	471	492	513	534	709	909	229	249	269	289	309	329	349	369	389	409	429	450	471	492	513	534	709	909
勤務年数 階級	7年 分団長	219	239	259	279	299	318	337	356	375	394	413	433	453	473	493	513	659	849	219	239	259	279	299	318	337	356	375	394	413	433	453	473	493	513	659	849
勤務年数 階級	8年 副分団長	214	232	250	268	286	303	320	337	354	371	388	406	424	442	460	478	624	809	214	232	250	268	286	303	320	337	354	371	388	406	424	442	460	478	624	809

旧																			新																				
部長	209	226	243	260	277	293	309	325	341	357	373	390	407	424	441	458	594	772		部長	209	226	243	260	277	293	309	325	341	357	373	390	407	424	441	458	594	772	872
班長	204	220	236	252	268	283	298	313	328	343	358	374	390	406	422	438	564	734		班長	204	220	236	252	268	283	298	313	328	343	358	374	390	406	422	438	564	734	834
団員	200	208	222	236	250	264	278	292	306	320	334	349	364	379	394	409	519	689		団員	200	208	222	236	250	264	278	292	306	320	334	349	364	379	394	409	519	689	789

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表第1の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）の施行に伴い、所要の改正をおこなうため、提案するものであります。

伊那市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 伊那市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第8条）
- 第3章 伊那市いじめ問題調査対策委員会（第9条—第12条）
- 第4章 伊那市いじめ問題再調査委員会（第13条—第16条）
- 第5章 雜則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、伊那市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 伊那市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定により、伊那市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（任務）

第3条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議する。

（組織）

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、いじめの防止等に関する行政機関の職員、団体の代表者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 伊那市いじめ問題調査対策委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定により、伊那市いじめ問題調査対策委員会（以下「調査対策委員会」という。）を置く。

(任務)

第10条 調査対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関するこ。

(組織)

第11条 調査対策委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第12条 第5条から第8条までの規定は、調査対策委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項中「協議会」とあるのは「調査対策委員会」と、第6条並びに第7条第1項及び第4項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第4章 伊那市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第13条 法第30条第2項の規定により、伊那市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(任務)

第14条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第15条 再調査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、第15条に規定する市長の諮問に係る調査審議が終了するまでの間とする。

(準用)

第16条 第6条から第8条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項中「協議会」とあるのは「再調査委員会」と、第6条並びに第7条第1項及び第4項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか協議会及び調査対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織を設置するため、提案するものであります。

伊那市図書館条例の一部を改正する条例

伊那市図書館条例（平成18年伊那市条例第179号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧		新	
名称	開館時間		休館日
	平日	日曜日	
略			
伊那市立 高遠町図 書館	午前10時 から <u>午後</u> <u>8時まで</u>	午前10時 から午後 5時まで	1 月曜日 2 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 3 12月28日から翌年の1月 4 日までの日（月曜日を除 く。）
名称		開館時間	
名称	平日	日曜日	休館日
	<u>午前10時</u> から <u>午後</u> <u>7時まで</u>		
略			
伊那市立 高遠町図 書館	午前10時 から午後 <u>7時まで</u>	午前10時 から午後 5時まで	1 月曜日 2 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 3 12月28日から翌年の1月 4 日までの日（月曜日を除 く。）

旧			新			
			4 毎月最終金曜日の館内整理日（12月を除く。） 5 年間10日以内の特別整理日			4 每月最終金曜日の館内整理日（12月を除く。） 5 年間10日以内の特別整理日

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市立高遠町図書館の開館時間を変更するため、提案するものであります。

伊那市文化財保護条例の一部を改正する条例

伊那市文化財保護条例（平成18年伊那市条例第201号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で住民の生活の推移を理解する上で重要なもの（以下「民俗文化財」という。）</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、<u>民俗技術</u>及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で住民の生活の推移を理解する上で重要なものの（以下「民俗文化財」という。）</p> <p>(4)～(6) 略</p>
<p><u>（現状変更制限）</u></p> <p>第14条 市指定有形文化財の現状を<u>変更しようとするときは</u>、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合は、あらかじ</p>	<p><u>（現状変更等の制限）</u></p> <p>第14条 市指定有形文化財の現状を<u>変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは</u>、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範</p>

旧	新
め届け出ることをもって足りる。	囲の維持の措置をする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りる。
2～3 略	2～3 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

民俗技術の保護を行うため、提案するものであります。

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年伊那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>2 略</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>2 略</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理</p>

旧	新
<p>者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
2 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市下水道条例の一部を改正する条例

伊那市下水道条例（平成18年伊那市条例第155号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（除害施設の設置）</p> <p>第24条 法第12条第1項及び第12条の11第1項の規定により、次の各号のいずれかの基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で<u>公害の防止に関する条例</u>（昭和48年長野県条例第11号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>	<p>（除害施設の設置）</p> <p>第24条 法第12条第1項及び第12条の11第1項の規定により、次の各号のいずれかの基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で<u>良好な生活環境の保全に関する条例</u>（昭和48年長野県条例第11号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	生年月日	住所	備考
有賀 哲郎	昭和34年 4月14日	長野県伊那市西箕輪4653番地3	新任
黒河内 伸子	昭和50年 9月 1日	長野県伊那市高遠町西高遠378番地	新任

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

大山千佳委員が令和6年7月31日をもって辞任したこと及び丸山敦委員が令和7年6月30日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は3年、略歴は別紙のとおりであります。

略歴

ある が てつ ろう
有 賀 哲 郎

昭和 34 年 4 月 14 日生（満 65 歳）

本籍 長野県伊那市西箕輪 4809 番地
住所 長野県伊那市西箕輪 4653 番地 3

最終学歴

平成 13 年 3 月 上越教育大学大学院修士課程卒業

職歴

自 昭和 58 年 4 月 長野県内中学校教諭
至 平成 11 年 3 月

自 平成 13 年 4 月 箕輪町立箕輪中学校教諭
至 平成 20 年 3 月

自 平成 20 年 4 月 飯島町立飯島中学校教諭
至 平成 28 年 3 月

自 平成 28 年 4 月 伊那市立東部中学校教諭
至 令和 5 年 3 月

自 令和 5 年 4 月 宮田村立宮田中学校教諭
至 令和 6 年 3 月

略歴

くろ ご うち のぶ こ
黒 河 内 伸 子

昭和 50 年 9 月 1 日生（満 49 歳）

本 籍 長野県伊那市高遠町西高遠 1653 番地 1
住 所 長野県伊那市高遠町西高遠 378 番地

最終学歴

平成 10 年 3 月 二松学舎大学文学部卒業

職歴

自	平成 10 年	4 月	株式会社たしばな
至	平成 11 年	3 月	
自	平成 11 年	4 月	長野県千曲市立埴生小学校学校図書館司書
至	平成 16 年	3 月	
自	平成 16 年	4 月	長野県千曲市立五加小学校学校図書館司書
至	平成 17 年	3 月	
自	平成 18 年	4 月	長野県上伊那農業高等学校学校図書館司書
至	平成 21 年	9 月	
自	平成 25 年	9 月	株式会社仙釀取締役
至	現	在	

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物

- (1) 所在地 伊那市山寺1423番地
(2) 名称 上村いきいき交流施設
(3) 構造規模 木造 2階建て
158.58平方メートル ほか3棟
(別記のとおり)

2 譲与する相手先 伊那市山寺1979番地2
山寺区

代表 柴 茂 ほか3団体
(別記のとおり)

3 譲与する日 令和7年4月1日

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産（建物）の一覧

譲与する建物			譲与する相手先
所在地	名称	構造規模	
伊那市山寺 1423番地	上村いきいき交 流施設	木造 2階建て 158.58m ²	伊那市山寺1979番地2 山寺区 代表 柴 茂
伊那市富県 2785番地3	北新いきいき交 流施設	木造 平屋建て 140.77m ²	伊那市富県2785番地4 北新区 代表 伊藤 敏
伊那市富県 2118番地1	西之平いきいき 交流施設	木造 平屋建て 90.88m ²	伊那市富県2118番地1 西之平常会 代表 山寺 光昭
伊那市富県 8645番地8	根木谷いきいき 交流施設	木造 平屋建て 108.07m ²	伊那市富県8645番地8 根木谷常会 代表 板山 拓未

議案第 25 号

令和 6 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第 26 号

令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第 27 号

令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第 28 号

令和 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第29号

令和6年度伊那市介護保険特別会計第4回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度伊那市介護保険特別会計第4回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第30号

令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和6年度伊那市水道事業会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度伊那市水道事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第32号

令和6年度伊那市下水道事業会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度伊那市下水道事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第33号

令和6年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和7年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第 35 号

令和 7 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第36号

令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第38号

令和7年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和7年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 7 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和7年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度伊那市藤沢財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和7年度伊那市北原財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度伊那市北原財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和7年度伊那市長藤財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和7年度伊那市長藤財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和7年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第45号

令和7年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和7年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝